

杉並区と三鷹市の参考となる条例

- 杉並区自治基本条例
- 杉並区NPO・ボランティア活動及び協働の推進に関する条例
- 杉並区区民等の意見提出手続に関する条例
- 杉並区まちづくり条例
- 三鷹市自治基本条例
- 三鷹市まちづくり条例

○杉並区自治基本条例

平成十四年十二月三日

条例第四十七号

目次

前文

- 第一章 総則(第一条・第二条)
- 第二章 基本理念(第三条)
- 第三章 区民の権利及び義務(第四条・第五条)
- 第四章 事業者の権利及び責務(第六条)
- 第五章 区の責務(第七条)
- 第六章 区議会(第八条-第十条)
- 第七章 執行機関(第十一条-第十三条)
- 第八章 区政運営(第十四条-第二十四条)
- 第九章 参画及び協働(第二十五条-第二十九条)
- 第十章 国及び他の地方公共団体との協力(第三十条)
- 第十一章 条例の位置付け(第三十一条)
- 第十二章 委任(第三十二条)

附則

地方自治とは、本来、そこに住み、暮らす住民のためにあるものであり、地域のことは、住民自らが責任を持って決めていくことが、自治の基本である。自治体としての杉並区には、区民の信託にこたえ、区民との協働により、地域の資源や個性を生かした豊かできめ細かな区政を行う責務がある。そうした責務を果たし、杉並区が真に自立した地方自治体となっていくためには、地方政府としての枠組みと、住民の行政への参画及び行政と住民との協働の仕組みを自ら定めることが求められている。

武蔵野の面影を残すみどりと水辺、歴史の中で形作られた道や街並み、そして、そこに住み、暮らす区民の活発な住民活動と住民自治への先進的な取組などは、杉並区の誇るべき財産である。

私たち区民は、このような「杉並らしさ」を大切にしながら、杉並らしい自治を築いていくことを宣言する。そして、区民主権に基づく住民自治の更なる進展のために、最大限の努力を払い、区民一人ひとりの人権が尊重され、誇りを持って区政に参画し、協働する「自治のまち」を創つくっていくことを目指し、ここにこの条例を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、杉並区(以下「区」という。)における自治の基本理念を明らかにするとともに、区民の権利及び義務、事業者の権利及び責務、区政運営の基本原則並びに区民及び事業者(以下「区民等」という。)の区政への参画及び協働の仕組みに関する基本となる事項を定めることにより、自立した自治体にふさわしい自治の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 区民 区内に住み、働き、又は学ぶ人をいう。
- 二 事業者 区内において、事業活動を行うものをいう。
- 三 参画 政策の立案から実施及び評価に至るまでの過程に主体的に参加し、意思決定に関わることをいう。
- 四 協働 地域社会の課題の解決を図るため、それぞれの自覚と責任の下に、その立場や特性を尊重し、協力して取り組むことをいう。

第二章 基本理念

第三条 区民等及び区は、一人ひとりの人権が尊重され、人と自然と都市の活力が調和した住みよいまち杉並を、協働により創つていくことを目指すものとする。

2 前項の目的を達成するために、区民等及び区は、区政に関する情報を共有し、主権者である区民が、自らの判断と責任の下に、区政に参画することができる住民自治の実現を目指すものとする。

第三章 区民の権利及び義務

(区民の権利)

第四条 区民は、区政に参画する権利及び区政に関する情報を知る権利を有する。

2 区民は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)で定めるところにより、行政サービスを等しく受ける権利、選挙権、被選挙権、条例の制定改廃請求権、事務の監査請求権、議会の解散請求権並びに議員及び長等の解職請求権等を有するほか、第二十七条で定める住民投票を請求する権利を有する。

(区民の義務)

第五条 区民は、行政サービスに伴う納税等の負担を分任する義務を果たすとともに、区と協働し、地域社会の発展に寄与するよう努めるものとする。

第四章 事業者の権利及び責務

第六条 事業者は、第四条第一項に規定する権利を有し、地域社会の一員と

して、前条に規定する負担を分任する義務を果たすとともに、住環境に配慮し、地域社会との調和を図り、安心して住めるまちづくりに寄与するよう努めるものとする。

第五章 区の責務

第七条 区は、区政運営に当たっては、区民等の福祉の増進を図るとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるよう努めなければならない。

2 区は、区民ニーズに的確に対応し、行政サービスへの区民等の満足度を高める区政運営に努めなければならない。

第六章 区議会

(区議会に関する基本的事項)

第八条 区議会は、地方自治法で定めるところにより、区民の直接選挙により選ばれた代表者である議員によって構成される意思決定機関であるとともに、執行機関の区政運営を監視し、及び牽けん制する機能を果たすものとする。

2 区議会は、地方自治法で定めるところにより、条例の制定改廃、予算、決算の認定等を議決する権限並びに執行機関に対する検査及び監査の請求等の権限を有する。

3 区議会は、前二項に規定する機能等を果たすため、効率的な議会運営に努めるものとする。

(区議会の情報の公開及び提供)

第九条 区議会は、別に条例で定めるところにより、区議会が保有する情報を公開するとともに、会議の公開及び情報提供の充実により、区民等との情報の共有を図り、開かれた議会運営に努めなければならない。

(区議会議員の責務)

第十条 区議会議員は、区民の信託にこたえ、区議会が前二条に規定する機能等を果たせるよう、誠実に職務遂行に努めなければならない。

第七章 執行機関

(執行機関に関する基本的事項)

第十一条 執行機関は、条例、予算その他の区議会の議決に基づく事務及び法令等に基づく事務を、自らの判断と責任において、誠実に管理し、及び執行しなければならない。

(区長の責務等)

第十二条 区長は、区を代表し、地方自治法で定めるところにより、区議会への議案の提出、予算の調製及び特別区税の賦課徴収等の事務を管理し、及び執行する権限を有する。

2 区長は、区民の信託にこたえ、区の事務の管理及び執行に当たっては、

誠実に職務遂行に努めなければならない。

- 3 区長は、区の職員を適切に指揮監督するとともに、区政の課題に的確にこたえることができる知識と能力を持った人材の育成を図り、効率的な組織運営に努めなければならない。

(執行機関の組織及び職員)

第十三条 区は、執行機関を構成する組織について、効率的かつ機動的なものとなるよう、常に見直しに努めなければならない。

- 2 区の職員は、全体の奉仕者として、区民本位の立場に立ち、区民等との協働の視点を持って、全力を挙げて職務遂行に努めなければならない。

第八章 区政運営

(基本構想等)

第十四条 区は、地方自治法で定めるところにより、区議会の議決を経て、区政運営の指針となる基本構想を定めるとともに、その実現を図るため基本計画等を策定し、総合的かつ計画的な区政運営に努めるものとする。

(総合的な行政サービスの提供)

第十五条 区は、区民ニーズに的確かつ柔軟に対応するため、組織横断的な調整を図り、総合的な行政サービスの提供に努めなければならない。

(行政手続)

第十六条 区は、区政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、区民等の権利利益の保護に資するため、別に条例で定めるところにより、行政手続に関し共通する事項を定めなければならない。

(情報の公開及び提供)

第十七条 区は、区民等の知る権利を保障し、公正で開かれた区政の進展を図るため、別に条例で定めるところにより、区政に関する情報を積極的に区民等に公開し、提供することにより、区民等との情報の共有に努めなければならない。

(個人情報保護)

第十八条 区は、区民の基本的人権の擁護と信頼される区政の実現を図るため、別に条例で定めるところにより、自己に関する個人情報の閲覧等を求める区民の権利を保障する等、個人情報の保護に努めなければならない。

(説明責任)

第十九条 区は、政策の立案から実施及び評価に至るまでの過程において、区政について区民等に分かりやすく説明する責任を果たすよう努めなければならない。

(区民等の要望の取扱い)

第二十条 区は、区民等の区政に関する要望等を迅速かつ誠実に処理し、区

民等の権利利益の保護に努めなければならない。

(行政評価)

第二十一条 区は、政策等の成果及び達成度を明らかにし、効率的かつ効果的な区政運営を行うため、行政評価を実施し、その結果を公表するものとする。

(財政運営の原則)

第二十二条 区は、財源を効率的かつ効果的に活用し、自主的かつ自律的な財政運営を行うことにより、財政の健全性の確保に努めなければならない。

(財政状況の公表)

第二十三条 区は、区民等に分かりやすく財政状況を説明するため、地方自治法及び別に条例で定めるところにより財政状況を公表するとともに、貸借対照表、行政コスト計算書その他の財務に関する資料を作成し、公表しなければならない。

(区税等の賦課徴収)

第二十四条 区は、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)及び杉並区特別区税条例(昭和三十九年杉並区条例第四十一号)で定めるところにより、特別区税を賦課徴収するほか、法律及び条例に基づき、使用料その他の徴収金を賦課徴収するものとする。

第九章 参画及び協働

(参画及び協働の原則)

第二十五条 区は、区民等の意思が区政に反映されるよう、区民等の区政への参画機会の拡充に努めなければならない。

2 区民等及び区は、協働に当たり、対等協力の原則に基づき、目的及び情報を共有し、相互理解と信頼関係を築くよう努めるとともに、区は、区民等の自主性及び自立性を尊重しなければならない。

(住民投票)

第二十六条 区長は、区政の重要事項について、広く区民の総意を把握するため、区議会の議決を経て、当該議決による条例で定めるところにより、住民投票を実施することができる。

2 前項の条例において、投票に付すべき事項、投票の手續、投票資格要件その他住民投票の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(住民投票の請求及び発議)

第二十七条 区に住所を有する年齢満十八年以上の規則で定める者は、規則で定めるところにより区政の重要事項について、その総数の五十分の一以上の者の連署をもって、その代表者から区長に対して住民投票を請求することができる。

- 2 区議会の議員は、区政の重要事項について、議員の定数の十二分の一以上の者の賛成を得て住民投票を発議することができる。
- 3 区長は、区政の重要事項について、自ら住民投票を発議することができる。
- 4 第一項の規定による住民投票の請求の処置等に関しては、地方自治法第七十四条第二項から第八項まで、第七十四条の二第一項から第六項まで及び第七十四条の三第一項から第三項までの規定の例によるものとする。

(政策に係る区民等の意見提出手続)

第二十八条 区は、重要な政策及び計画の策定に当たり、事前に案を公表し、区民等の意見を聴くとともに、提出された区民等の意見に対する区の考え方を公表しなければならない。ただし、緊急性を要するものは、この限りでない。

(附属機関等への参加)

第二十九条 区は、附属機関等の委員への区民等の参加に努めなければならない。

第十章 国及び他の地方公共団体との協力

第三十条 区は、共通する課題を解決するため、国、東京都及び関係地方公共団体と相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

第十一章 条例の位置付け

第三十一条 この条例は、区政の基本事項について、区が定める最高規範であり、区は、他の条例、規則等の制定改廃に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、整合性を図らなければならない。

第十二章 委任

第三十二条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成十五年五月一日から施行する。

○杉並区NPO・ボランティア活動及び協働の推進に関する条例

平成十四年三月十九日

条例第七号

二十一世紀の杉並区の将来像「区民が創る「みどりの都市」杉並」の実現を目指し、人と自然と都市の活力が調和した住みよいまちを築くことは、区民の心からの願いです。

杉並区では、環境、福祉、教育などの多くの分野で区民の自主的な活動が展開されてきました。こうした活動をさらに発展させ、区民一人ひとりがまちづくりの主人公としての自覚を持ち、それぞれの能力を生かしながら、地域社会づくりに参加していくことが、杉並区の将来像の実現のために、何よりも大切です。

特に近年は、住民が必要とするサービスを住民自らの手で提供していく活動が広がっています。こうした活動を担うのが、ボランティアであり、NPOです。

社会的サービスの提供やまちづくりに主体的にかかわる区民の活動が求められている中で、自発性、創造性、柔軟性、多様性などの特性を兼ね備えたNPO・ボランティア活動を推進していくことが必要です。

同時に、このような区民の活動を土台にした協働の推進が求められています。区民、NPO・ボランティア、事業者などの地域社会を構成する人々や区が、それぞれの役割と責任を果たしながら、対等な立場で、お互いの良いところを出し合い、共に手を携えて取り組むことで、豊かさや活力のある地域社会を築くことができます。

こうした認識から、杉並区では、「区民と行政が役割と責任を分かちあうパートナーシップ（協働）」をこれからの区政運営とまちづくりの基本としています。NPO・ボランティアの生き生きとした活動と豊かで多様な協働の推進を目指し、ここに条例を制定します。

（目的）

第一条 この条例は、区民が自発的かつ継続的に行う自主的な社会貢献性のある活動を保障するとともに、区民、NPO・ボランティア（以下「NPO等」という。）、事業者及び杉並区（以下「区」という。）の協働の基本理念を定め、並びにそれぞれの役割及び責務を明らかにし、区の支援策を定めることにより、NPO等の活動並びに区民、NPO等、事業者及び区の協働の推進を図ることを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において「NPO」とは、特定の社会的な課題に自主的に取り組むことを通じて組織化される、社会貢献性のある、一定の継続性を持った民間非営利団体をいう。

2 この条例において「ボランティア」とは、社会的な課題に対して共感し、自発的な意思と自己責任に基づき、その課題の解決に向けて行動する個人及び団体をいう。

（基本理念）

第三条 区民、NPO等、事業者及び区は、それぞれの役割及び責務を自覚し、対等な立場に立って、協働を進めなければならない。

- 2 区民、NPO等、事業者及び区は、協働を進めるに当たって、必要な情報を提供し、共有するよう努めなければならない。
- 3 区民、NPO等、事業者及び区は、相互に考え方や意見を交換する場を持つよう努めなければならない。
- 4 区民、NPO等、事業者及び区は、それぞれの立場や特性についての理解に努めなければならない。
- 5 区民、NPO等、事業者及び区は、共通の目的を探り、一致した目的に向かって協働を進めるよう努めなければならない。
- 6 区は、NPO等の自主性及び自立性を尊重しなければならない。
- 7 NPO等は、自立して活動するよう努めるものとする。
- 8 区民、NPO等、事業者及び区は、協働により進めている事業や活動について、一定の時期に評価し、見直していくよう努めなければならない。

(区民の役割)

第四条 区民は、前条の基本理念に基づき、自治の担い手として、区政に参画するとともに、地域での自主的な活動が果たす役割について理解を深め、身近な地域課題に対し、自発的に力を合わせて解決していくよう努めなければならない。

(NPO等の役割)

第五条 NPO等は、第三条の基本理念に基づき、自己の責任の下に活動することにより、広く区民から理解され、支持されるとともに、必要に応じて、他のNPO等、事業者及び区と連携して活動するよう努めなければならない。

(事業者の役割)

第六条 事業者は、第三条の基本理念に基づき、地域社会の一員として、区民、NPO等及び区との協働に関する理解を深め、地域との共存を図り周辺住民と協力し、地域社会に貢献するよう努めなければならない。

(区の責務)

第七条 区は、第三条の基本理念に基づき、NPO等の自主性及び自立性を尊重した上で、その活動が発展するよう側面から支援するとともに、区民、NPO等及び事業者との協働を推進するよう努めなければならない。

(区の施策)

第八条 区は、NPO等の活動及び協働の推進を図るため、次に掲げる施策を実施する。

- 一 NPO等の活動の拠点を整備すること。
- 二 活動場所の提供に関すること。
- 三 人材の育成等に関すること。
- 四 情報の収集及び提供に関すること。
- 五 資金確保への支援に関すること。
- 六 活動の機会の提供等に関すること。

- 七 広報及び啓発に関すること。
- 八 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

い

2 区は、自らの行政役割を見直し、NPO等の特性を活かせる業務については、NPO等に委ね、NPO等の活動の機会を拡大するよう努めなければならない。

(NPO等の活動拠点の機能等)

第九条 前条第一項第一号に規定する拠点は、次の機能を有するものとする。

- 一 NPO等の活動に関する総合的な相談に関すること。
- 二 NPO等の活動に係る情報の収集及び提供に関すること。
- 三 区民の要望とNPO等の活動との調整に関すること。
- 四 NPO等、区民、事業者及び区相互の交流及び協働の推進に関すること。
- 五 人材の育成等に関すること。
- 六 NPO等の活動に係る調査及び研究に関すること。
- 七 その他NPO等の活動の支援及び推進に関すること。

2 区は、前条第一項第一号に規定する拠点の運営を、公共的団体に委ね、NPO等の意見が反映されるよう努めなければならない。

(基金の設置)

第十条 区は、NPOに対して、活動に必要な資金を助成し、NPOの活動を推進するため、杉並区NPO支援基金（以下「基金」という。）を設置する。

(基金の積立額)

第十一条 基金として積み立てる額は、前条に規定する基金の設置目的のための寄附金及び一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

(基金の管理)

第十二条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第十三条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(基金の処分)

第十四条 基金は、第十条に規定する基金の設置目的を達成するための経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(資金の助成)

第十五条 区長は、前条の規定に基づき処分された基金の額を財源として、NPOに対して、助成をすることができる。

2 区長は、資金の助成申請があった場合は、別に定める審査基準に基づき、杉並区NPO等活動推進協議会（以下「協議会」という。）の審査を経て、助成を決定するものとする。

(協議会の設置)

第十六条 NPO等の活動及び協働の推進に関し必要な事項の審議等を行うため、区長の附属機関として、協議会を置く。

2 協議会は、次に掲げる事項について、区長の諮問に応じ、答申する。

一 NPO等の活動及び協働の推進に係る調査審議に関すること。

二 前条第二項に規定する審査に関すること。

3 協議会は、NPO等の活動及び協働の推進に関し、区長に意見を述べることができる。

4 協議会に、必要に応じ部会を置くことができる。

(協議会の組織)

第十七条 協議会は、次に掲げる者につき、区長が委嘱する委員十名以内をもって組織する。

一 区民

二 NPO等活動関係者

三 学識経験者

四 その他区長が適当と認める者

2 委員の任期は、二年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(協議会の会長)

第十八条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(協議会の会議)

第十九条 協議会は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 協議会の会議は、公開とする。ただし、協議会の議決があったときは、非公開とすることができる。

(委任)

第二十条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、平成十四年四月一日から施行する。

2 杉並区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和五十年杉並区条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

○ 杉並区区民等の意見提出手続に関する条例

平成二十一年十二月九日
条例第四十一号

(目的)

第一条 この条例は、杉並区自治基本条例（平成十四年杉並区条例第四十七号。以下「自治基本条例」という。）第二十八条の規定による区民等の意見提出手続（以下「意見提出手続」という。）に関し、必要な事項を定めることによつて、区民等の区政への参画及び協働を推進するとともに、区政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もつて住民自治の更なる進展及び区民等の権利利益の保護に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において使用する用語は、行政手続法（平成五年法律第八十八号）において使用する用語の例による。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 区民等 自治基本条例第一条に規定する区民等をいう。

二 区の機関 区長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員及び農業委員会をいう。

三 策定 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定めるものをいう。

ア 基本構想 策定及び改定

イ 区の総合的な施策に関する計画、各行政分野の施策の基本事項を定める計画及び区民生活又は事業活動に重大な影響を及ぼす計画（以下これらを「計画」という。） 策定及び重要な改定

ウ 条例、規則（処分の要件を定める告示を含む。以下同じ。）、審査基準、処分基準及び行政指導指針 制定、重要な改正及び廃止

四 政策等 区の機関が策定をする次に掲げるもの（議会の議決を要するものにあつては、その案）をいう。

ア 基本構想

イ 計画

ウ 区政の基本事項を定めることを内容とする条例及び区民等に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例

エ 区政の基本事項を定めることを内容とする規則

オ 区民生活又は事業活動に重大な影響を及ぼす条例、規則、審査基準、処分基準及び行政指導指針

(政策等の案の公表等の手続)

第三条 区の機関は、政策等の策定をしようとする場合には、当該政策等の案（政策等で策定をしようとする内容を示すものをいう。以下同じ。）及び次に掲げる資料をあらかじめ

公表し、意見（情報を含む。以下同じ。）の提出先及び意見の提出のための期間（以下「意見提出期間」という。）を定めて区民等の意見を求めなければならない。

- 一 政策等の案を作成した趣旨、目的及び背景並びに論点を記載し、又は記録した資料
- 二 その他関連する資料で区の機関が必要と認めるもの
- 2 前項の規定により公表する政策等の案は、具体的かつ明確な内容のものであって、かつ、当該政策等の題名及び当該政策等の策定をする根拠となる法令の条項が明示されたものでなければならない。
- 3 第一項の規定による公表の方法及び意見の提出の方法は、区の機関が定める。
- 4 第一項の規定により定める意見提出期間は、同項の規定による公表の日から起算して三十日以上でなければならない。
- 5 区の機関は、第一項各号に規定する資料に対して、区民等から資料の追加を求められた場合において必要と認めるときは、速やかに当該資料を補正し、又は追加資料を作成するものとする。
- 6 次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の規定は、適用しない。
 - 一 公益上、緊急に政策等の策定をする必要があるため、第一項の規定による手続（以下「政策等の案の公表等の手続」という。）を実施することが困難であるとき。
 - 二 他の法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる政策等の策定をしようとするとき。
 - 三 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項又は自治基本条例第二十七条第一項の規定による請求に係る条例を議会に付議しようとするとき。
 - 四 審査基準、処分基準又は行政指導指針であって、法令の規定により若しくは慣行として、又は区の機関の判断により公にされるもの以外のものの策定をしようとするとき。

（政策等の案の公表等の手続の特例）

第四条 区の機関は、政策等の策定をしようとする場合において、三十日以上意見提出期間を定めることができないやむを得ない理由があるときは、前条第四項の規定にかかわらず、三十日を下回る意見提出期間を定めることができる。この場合においては、当該政策等の案の公表の際その理由を明らかにしなければならない。

- 2 区の機関は、地方自治法第百三十八条の四第三項に規定する附属機関その他これに準ずるもの（以下「附属機関等」という。）の報告、答申等を受けて政策等の策定をしようとする場合（当該報告、答申等の基本的内容と異なる内容の政策等の策定をしようとする場合を除く。）において、当該附属機関等が政策等の案の公表等の手続に準じた手続を実施したときは、前条第一項の規定にかかわらず、自ら政策等の案の公表等の手続を実施することを要しない。

（政策等の案の公表等の手続の周知等）

第五条 区の機関は、政策等の案の公表等の手続を実施して政策等の策定をするに当たっては、必要に応じ、当該政策等の案の公表等の手続の実施について周知するよう努めるとともに、当該政策等の案の公表等の手続の実施に関連する情報の提供に努めるものとする。

(提出意見の考慮)

第六条 区の機関は、政策等の案の公表等の手続を実施して政策等の策定をする場合には、意見提出期間内に当該区の機関に対し提出された当該政策等の案についての意見（以下「提出意見」という。）を十分に考慮しなければならない。

(結果の公表等)

第七条 区の機関は、政策等の案の公表等の手続を実施して政策等の策定をした場合には、当該政策等の公布（公布をしないものにあつては公にする行為、議会の議決を要するものにあつては議案の提出。第五項において同じ。）と同時期に、区の機関が定めるところにより、次に掲げる事項を公表しなければならない。

- 一 政策等の題名
 - 二 政策等の案の公表の日
 - 三 提出意見（提出意見がなかった場合にあつては、その旨）
 - 四 提出意見を考慮した結果（政策等の案の公表等の手続を実施した政策等の案と策定をした政策等との差異を含む。）及びその理由
- 2 区の機関は、前項の規定にかかわらず、必要に応じ、同項第三号の提出意見に代えて、当該提出意見を整理し、又は要約したものを公表することができる。この場合においては、当該公表の後遅滞なく、当該提出意見を当該区の機関の事務所における備付けその他の適当な方法により公にしなければならない。
- 3 区の機関は、前二項の規定により提出意見を公表し、又は公にすることにより第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、当該提出意見の全部又は一部を除くことができる。
- 4 区の機関は、政策等の案の公表等の手続を実施したにもかかわらず政策等の策定をしないこととした場合には、区の機関が定めるところにより、その旨（別の政策等の案について改めて政策等の案の公表等の手続を実施しようとする場合にあつては、その旨を含む。）並びに第一項第一号及び第二号に掲げる事項を速やかに公表しなければならない。
- 5 区の機関は、第三条第六項第一号又は第二号に該当することにより政策等の案の公表等の手続を実施しないで政策等の策定をした場合には、当該政策等の公布と同時期に、区の機関が定めるところにより、次に掲げる事項を公表しなければならない。ただし、第一号に掲げる事項のうち政策等の趣旨については、同項第一号に該当することにより政策等の案の公表等の手続を実施しなかった場合において、当該政策等自体から明らかでないときに限る。

一 政策等の題名及び趣旨

二 政策等の案の公表等の手続を実施しなかった旨及びその理由

(準用)

第八条 第六条の規定は第四条第二項に該当することにより区の機関が自ら政策等の案の公表等の手続を実施しないで政策等の策定をする場合について、前条第一項から第三項まで

の規定は第四条第二項に該当することにより区の機関が自ら政策等の案の公表等の手続を実施しないで政策等の策定をした場合について、前条第四項の規定は第四条第二項に該当することにより区の機関が自ら政策等の案の公表等の手続を実施しないで政策等の策定をしないこととした場合について準用する。この場合において、第六条中「当該区の機関」とあるのは「附属機関等」と、前条第一項第二号中「政策等の案の公表の日」とあるのは「附属機関等が政策等の案について公表に準じた手続を実施した日」と、同項第四号中「政策等の案の公表等の手続を実施した」とあるのは「附属機関等が政策等の案の公表等の手続に準じた手続を実施した」と読み替えるものとする。

(意見提出手続の特例)

第九条 区の機関は、法令により縦覧等の手続が義務付けられている政策等の策定をしようとする場合において、当該区の機関が第三条から第七条までの規定による手続に準じた手続（以下「条例に準じた手続」という。）を実施したときは、第三条から第七条までの規定による手続と同等の効果を有すると認める範囲内において、当該手続を実施することを要しない。

(検討の段階の意見提出手続)

第十条 区の機関は、特に重要な政策等の策定に当たって広く区民等の意見を反映させる必要があると認めるものについては、検討の段階における素案を対象として条例に準じた手続を行うよう努めるものとする。

(一覧の作成等)

第十一条 区長は、第三条第一項の規定により公表する政策等の案及び第七条第一項の規定により公表する政策等の一覧を作成し、区長が定めるところにより、公表するものとする。

(委任)

第十二条 この条例の施行に関し必要な事項は、区の機関が定める。

附 則

- 1 この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、次項及び附則第三項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 区の機関は、政策等の策定をしようとするときは、この条例の施行前においても、この条例の規定の例によることができる。この場合において、この条例の規定の例により実施した手続は、この条例の適用については、当該区の機関がこの条例の規定により実施したものとみなす。
- 3 前項の規定の適用がある場合を除き、区の機関がこの条例の施行の日から六十日以内に策定をする政策等については、この条例の規定は、適用しない。
- 4 杉並区環境基本条例（平成九年杉並区条例第三号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

○杉並区区民等の意見提出手続に関する規則

平成二十二年一月二十九日

規則第一号

(趣旨)

第一条 この規則は、杉並区区民等の意見提出手続に関する条例（平成二十一年杉並区条例第四十一号。以下「条例」という。）に基づき、区長が実施する区民等の意見提出手続に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第二条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(政策等の案及び資料の公表の方法)

第三条 条例第三条第三項に規定する公表の方法は、政策等の案及び資料の次に掲げる場所での閲覧又は配布及び杉並区公式ホームページ（以下「ホームページ」という。）への掲載（以下「公表場所での閲覧等」という。）並びに政策等の案の概要の杉並区広報（以下「広報」という。）への掲載とする。

- 一 担当課（政策等の案を所掌する課等（複数の課等が分掌するときは、主に分掌する課等）をいう。）
- 二 区政資料室
- 三 区民生活部区民課各区民係
- 四 区立図書館
- 五 その他区長が必要と認める場所

(意見の提出の方法)

第四条 条例第三条第三項に規定する意見の提出の方法は、郵送、前条各号に定める場所への書面の提出、ファクシミリによる送信、電子メールによる送信、ホームページへの入力その他区長が必要と認める方法とする。

2 区民等は、意見を提出するときは、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項その他区長が必要と認める事項を表示しなければならない。

- 一 区内に住所を有する者 氏名及び住所
- 二 区内の事務所又は事業所に勤務する者 氏名、住所並びに当該事務所又は事業所の名称及び所在地
- 三 区内の学校に在学する者 氏名、住所並びに当該学校の名称及び所在地
- 四 事業者（区内において、事業活動を行うものをいう。） 事務所又は事業所の名称、所在地及び代表者の氏名（事務所又は事業所を有しないときは、氏名及び事業活動を行っている場所）

(結果の公表の方法)

第五条 条例第七条第一項の規定による公表は、同項各号に掲げる事項（同項第三号の提出意見にあっては、同条第二項の規定により整理し、又は要約したときは、当該整理し、又は要約したものとする。）の公表場所での閲覧等及び当該事項の概要の広報への掲載により行うものとする。

2 条例第七条第四項及び第五項の規定による公表は、公表場所での閲覧等及び広報への掲載により行うものとする。

（一覧の公表の方法）

第六条 条例第十一条の規定による公表は、ホームページへの掲載により行うものとする。

附 則

1 この規則は、平成二十二年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

2 杉並区区民等の意見提出手続に関する規則（平成十五年杉並区規則第五十七号。以下「旧規則」という。）は、廃止する。

3 施行日前に条例附則第二項の規定により実施した手続は、旧規則の規定により実施したものとみなす。

4 旧規則の規定により実施した手続については、旧規則は、この規則の施行後も、なおその効力を有する。

○杉並区まちづくり条例

平成十四年十二月三日
条例第四十五号

改正 平成二一年 三月一三日条例第七号

目次

第一章 総則（第一条—第七条）

第二章 まちづくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進

第一節 まちづくり基本方針（第八条）

第二節 地区計画等の案の作成手続（第九条—第十一条）

第三節 まちづくり推進地区（第十二条）

第三章 参画と協働のまちづくり（第十三条—第二十一条）

第四章 大規模土地取引行為等の手続等

第一節 大規模土地取引行為の届出等（第二十二条）

第二節 大規模開発事業の手続等（第二十三条—第三十一条）

第三節 大規模建築物の建築計画の周知（第三十二条）

第五章 雑則（第三十三条—第三十六条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、まちづくりについて基本となる理念を定め、杉並区（以下「区」という。）、区民及び事業者の責務を明らかにするとともに、まちづくりに関する施策の基本的な事項及びまちづくりへの参画の手続を定めることにより、まちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 まちづくり 良好な市街地形成を目指して行う区、区民及び事業者の活動をいう。

二 まちづくり基本方針 区の基本構想（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第四項の規定に基づき定めるものをいう。）が示すまちづくりに関する基本的な方針と具体的な方向を提示するものをいう。

三 地区計画等 都市計画法（昭和四十三年法律第百号。以下「法」という。）第十二条の四第一項各号に掲げる計画をいう。

一部改正〔平成二一年条例七号〕

（基本理念）

第三条 区、区民及び事業者は、協働の理念の下に、それぞれが役割及び責務を担いながら地域のまちづくりに取り組むものとする。

2 区、区民及び事業者は、まちづくりに関する必要な情報を共有し、対話を進め、区民の意思が尊重されるまちづくりに取り組むものとする。

3 区、区民及び事業者は、住宅を中心とした都市としての環境に配慮し、地域の発想を大切にしながらまちづくりに取り組むものとする。

(区の責務)

第四条 区は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、まちづくりについての必要な調査を行うとともに、まちづくりの基本的かつ総合的な計画を策定し、及び計画的に事業を実施しなければならない。

2 区は、前項に規定する計画の策定及び事業の実施に当たっては、区民及び事業者（以下「区民等」という。）に対し、まちづくりに関する知識の普及及び情報の提供をするとともに、当該計画の策定及び事業の実施に参画する機会を確保するよう努めなければならない。

3 区は、区民等が行うまちづくりに対し、必要な措置を講ずるものとする。

(区民の責務)

第五条 区民は、基本理念にのっとり、まちづくり基本方針に定める都市像を共有するとともに、良好な市街地形成を目指し、協働するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第六条 事業者は、基本理念にのっとり、まちづくり基本方針に定める都市像を共有するとともに、周辺の環境に配慮し、地域におけるまちづくりに積極的に貢献しなければならない。

2 事業者は、区長が別に定める住環境への配慮に関する事項を尊重しなければならない。
一部改正〔平成二十一年条例七号〕

(公共事業を実施する者の説明責任)

第七条 公共事業を実施しようとする者は、当該事業に係る計画の内容について、説明会の開催その他の方法により、当該事業を実施する区域に係る土地及びその付近地の区民等に説明するよう努めなければならない。

第二章 まちづくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進

第一節 まちづくり基本方針

第八条 区長は、まちづくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、まちづくり基本方針を策定するものとする。

2 まちづくり基本方針は、次に掲げる事項について定める。

一 都市計画マスタープラン（法第十八条の二第一項に規定する基本方針をいう。）

二 前号に掲げるもののほか、まちづくりに関する目標及びその実現のための基本的な方針その他必要な事項

- 3 区長は、まちづくり基本方針を策定するに当たっては、区民等の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。
- 4 区長は、まちづくり基本方針を策定するに当たっては、あらかじめ、杉並区都市計画審議会（以下「都市計画審議会」という。）の意見を聴かなければならない。
- 5 区長は、まちづくり基本方針を策定したときは、速やかに、これを公表しなければならない。
- 6 前三項の規定は、まちづくり基本方針の変更について準用する。

一部改正〔平成二十一年条例七号〕

第二節 地区計画等の案の作成手続

一部改正〔平成二十一年条例七号〕

（地区計画等の原案の縦覧）

第九条 区長は、法第十六条第二項の規定に基づき、地区計画等の案を作成しようとする場合においては、あらかじめ、次に掲げる事項を公告し、当該地区計画等の原案を、当該公告の日の翌日から起算して二週間公衆の縦覧に供しなければならない。

- 一 地区計画等の原案の内容のうち、種類、名称、位置及び区域
- 二 縦覧場所

一部改正〔平成二十一年条例七号〕

（説明会の開催等）

第十条 前条に定めるもののほか、区長は、地区計画等の原案を提示しようとする場合において必要があると認めるときは、説明会の開催その他必要な措置を講ずるものとする。

一部改正〔平成二十一年条例七号〕

（地区計画等の原案に対する意見の提出方法）

第十一条 第九条の規定により縦覧に供された地区計画等の原案に対する意見の提出方法は、縦覧開始の日から起算して三週間を経過する日までに意見書を区長に提出して行うものとする。

一部改正〔平成二十一年条例七号〕

第三節 まちづくり推進地区

追加〔平成二十一年条例七号〕

第十二条 区長は、良好な市街地形成を推進する上で、重点的に取り組む必要がある地区をまちづくり推進地区（以下「推進地区」という。）として指定することができる。

- 2 区長は、推進地区を指定しようとするときは、説明会の開催その他必要な措置を講ずるとともに、杉並区まちづくり景観審議会（以下「まちづくり景観審議会」という。）の意見を聴かなければならない。
- 3 区長は、推進地区を指定したときは、その旨を告示しなければならない。
- 4 区長は、推進地区において区民等と協働してまちづくりを推進するため、第十五条第一項に規定する地区指定型まちづくり協議会が設立されるよう努めなければならない。

追加〔平成二十一年条例七号〕

第三章 参画と協働のまちづくり

全部改正〔平成二十一年条例七号〕

(まちづくり団体)

第十三条 良好な街並みの保全及び創出等のまちづくりを行うことを目的とする団体で、当該団体の活動区域内において居住する者、事業を営む者及び土地又は建築物等について権利を有する者で構成され、かつ、規則で定める要件に該当するものは、規則で定めるところにより、まちづくり団体として区長に届け出ることができる。

2 まちづくり団体は、当該団体を解散したときは、規則で定めるところにより、区長に届け出なければならない。

全部改正〔平成二十一年条例七号〕

(市街地整備型まちづくり協議会)

第十四条 区長は、市街地整備型まちづくり（まちづくりのうち、市街地整備、都市環境の向上等のため、第十七条第二項の規定によるまちづくりルールの登録の申請、第十八条第一項の規定によるまちづくり構想の提案等を行うことを主たる目的とするものをいう。次条第一項において同じ。）を行っているまちづくり団体（これに準ずる団体で、区長が特に認めるものを含む。第十六条第一項において同じ。）で、規則で定める要件に該当するものを、まちづくり景観審議会の意見を聴いた上で、市街地整備型まちづくり協議会として認定することができる。

2 市街地整備型まちづくり協議会の認定を受けようとするものは、規則で定めるところにより、区長に認定の申請をしなければならない。

3 市街地整備型まちづくり協議会は、前項の規定により申請した内容を変更したとき、又は当該まちづくり協議会を解散したときは、規則で定めるところにより、区長に届け出なければならない。

全部改正〔平成二十一年条例七号〕

(地区指定型まちづくり協議会)

第十五条 区長は、地区指定型まちづくり（推進地区において行う市街地整備型まちづくりをいう。）を行っているまちづくり団体で、規則で定める要件に該当するものを、まちづくり景観審議会の意見を聴いた上で、地区指定型まちづくり協議会として認定することができる。

2 前条第二項及び第三項の規定は、地区指定型まちづくり協議会の認定等の手続について準用する。

全部改正〔平成二十一年条例七号〕

(テーマ型まちづくり協議会)

第十六条 区長は、テーマ型まちづくり（まちづくりのうち、みどりの保全及び育成、歩行環境の向上その他の区長が別に定める特定の分野に取り組むことを主たる目的とする

ものをいう。次項において同じ。)を行っているまちづくり団体で、規則で定める要件に該当するものを、まちづくり景観審議会の意見を聴いた上で、テーマ型まちづくり協議会として認定することができる。

- 2 テーマ型まちづくり協議会は、規則で定めるところにより、テーマ型まちづくりに係る提案を区長に行うことができる。
- 3 第十四条第二項及び第三項の規定は、テーマ型まちづくり協議会の認定等の手続について準用する。

全部改正〔平成二一年条例七号〕

(まちづくりルール)

第十七条 区長は、次に掲げるものが区域を定めて、まちづくりに関する取決めをしたもののうち、当該取決めが、良好な市街地の保全に資することその他規則で定める事項に該当すると認められるときは、まちづくり景観審議会の意見を聴いた上で、地域におけるまちづくりに関する取決め（以下「まちづくりルール」という。）として登録し、及びその旨を公表するものとする。

一 まちづくりルールの対象となる区域（以下この条において「対象区域」という。）内において居住する者、事業を営む者及び土地又は建築物等について権利を有する者

二 対象区域の全部を活動区域とする市街地整備型まちづくり協議会及び地区指定型まちづくり協議会

- 2 まちづくりルールの登録を受けようとするものは、規則で定めるところにより、区長に登録の申請をしなければならない。
- 3 区及び区民等は、対象区域内においては、まちづくりルールに配慮して、協力するよう努めなければならない。
- 4 区長は、まちづくりルールの普及及び情報の提供等、必要な措置を講ずるものとする。
- 5 第一項及び第二項に定めるもののほか、まちづくりルールの登録に関し必要な事項は、規則で定める。

全部改正〔平成二一年条例七号〕

(まちづくり構想)

第十八条 市街地整備型まちづくり協議会及び地区指定型まちづくり協議会（以下「市街地整備型まちづくり協議会等」という。）は、規則で定めるところにより、まちづくり構想を区長に提案することができる。

- 2 前項のまちづくり構想には、当該まちづくり構想の対象となる区域のまちづくりの目標に関する事項、土地利用に関する事項その他の規則で定める事項を定めるものとする。
- 3 区長は、第一項の規定によるまちづくり構想に係る提案があったときは、まちづくり景観審議会の意見を聴いた上で、当該提案を区の施策に反映することが適切であるかどうかを判断し、適切であると認めるときは、区の施策に反映するよう努めるものとする。

全部改正〔平成二一年条例七号〕

(地区計画等の住民素案)

第十九条 次に掲げるものは、法第十六条第三項の規定に基づき、地区計画等に関する都市計画の決定若しくは変更又は地区計画等の案の内容となるべき事項（以下「地区計画等の住民素案」という。）を、規則で定めるところにより、区長に申し出ることができる。

一 地区計画等の住民素案の対象となる区域（以下この条において「対象区域」という。）内の住民

二 対象区域内の土地について所有権又は建物の所有を目的とする対抗要件を備えた地上権若しくは賃借権（臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。以下「借地権」という。）を有する者

三 対象区域の全部を活動区域とする市街地整備型まちづくり協議会等

四 まちづくりの推進を図る活動を行うことを目的とする特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項の特定非営利活動法人のうち、区内に主たる事務所を有するもの

2 地区計画等の住民素案は、次に掲げるところに従って、規則で定めるところにより行わなければならない。

一 対象区域が道路、河川等により明確に区画されていること。

二 対象区域の面積が五千平方メートル以上であること。

三 対象区域内において居住する者、事業を営む者及び土地又は建築物等について権利を有する者並びに対象区域の周辺に居住する者等で規則で定めるものを対象とした説明会を開催し、これらの者の意見を十分に聴取していること。

四 対象区域内の土地（国又は地方公共団体の所有している土地で公共施設の用に供されているものを除く。以下この号において同じ。）について所有権又は借地権を有する者の二分の一以上の同意（同意した者が所有する対象区域内の土地の地積と同意した者が有する借地権の目的となっている対象区域内の土地の地積の合計が、対象区域内の土地の総地積と借地権の目的となっている土地の総地積との合計の二分の一以上になる場合に限る。）を得ていること。

五 地区計画等の住民素案の内容が、法第十三条その他の法令の規定に基づく都市計画に関する基準に適合するものであること。

六 まちづくり基本方針に即していること。

3 区長は、第一項の規定による申出があったときは、都市計画審議会の意見を聴いた上で、当該申出を踏まえた地区計画等に関する都市計画（当該申出に係る地区計画等の住民素案の内容の全部又は一部を実現することとなる地区計画等に関する都市計画をいう。以下同じ。）の決定又は変更をする必要があるかどうかを判断し、当該地区計画等に関する都市計画の決定又は変更をする必要があると認めるときは、その原案を作成しなければならない。

4 区長は、地区計画等の住民素案を踏まえた地区計画等に関する都市計画の決定又は変

更をする必要があるかどうかを判断したときは、その旨及び当該判断に係る区の見解を公表し、当該地区計画等の住民素案の申出をした者に通知しなければならない。

- 5 前各項に定めるもののほか、地区計画等の住民素案の申出に関し必要な事項は、規則で定める。

全部改正〔平成二十一年条例七号〕

(都市計画の提案)

第二十条 法第二十一条の二第二項に規定する条例で定める団体は、市街地整備型まちづくり協議会等とする。

- 2 法第二十一条の二の規定により都市計画の決定又は変更の提案をしようとするものは、規則で定める書類を区長に提出しなければならない。

- 3 前項に定めるもののほか、都市計画の提案に関し必要な事項は、規則で定める。

全部改正〔平成二十一年条例七号〕

(まちづくりへの支援)

第二十一条 区長は、まちづくり団体、市街地整備型まちづくり協議会等及びテーマ型まちづくり協議会その他規則で定める組織（以下「まちづくり団体等」という。）の活動に対し、必要があると認めるときは、まちづくりについて専門知識を有する者の派遣その他の必要な支援を行うことができる。

- 2 区長は、まちづくり団体等に対し、まちづくりに必要な知識の普及及び情報の提供をするよう努めなければならない。

全部改正〔平成二十一年条例七号〕

第四章 大規模土地取引行為等の手続等

全部改正〔平成二十一年条例七号〕

第一節 大規模土地取引行為の届出等

全部改正〔平成二十一年条例七号〕

第二十二条 五千平方メートル以上の土地に関する所有権、地上権若しくは賃借権又はこれらの権利の取得を目的とする権利（以下「土地に関する権利」という。）の移転又は設定（対価を得て行われる移転又は設定に限る。）をする契約（予約を含む。以下「大規模土地取引行為」という。）を締結して土地に関する権利の移転又は設定をしようとする者は、大規模土地取引行為の日の三月前までに、規則で定めるところにより、区長に届け出なければならない。

- 2 区長は、前項の規定による届出があったときは、まちづくり基本方針並びにこれに基づく区の施策及び計画（以下「まちづくり基本方針等」という。）に照らし、当該届出に関する事項について、まちづくり景観審議会の意見を聴いた上で、助言を行うことができる。

全部改正〔平成二十一年条例七号〕

第二節 大規模開発事業の手続等

全部改正〔平成二十一年条例七号〕

(大規模開発事業の手続)

第二十三条 次の各号のいずれかに該当する大規模開発事業（以下「大規模開発事業」という。）をしようとする者（以下「大規模開発事業者」という。）は、大規模開発事業に係る事業計画の変更が可能な時期までに、次条、第二十五条第二項及び第三項、第二十七条第一項、第二十八条第二項、第二十九条第一項並びに第三十一条第一項の規定による手続を完了しなければならない。

- 一 法第四条第十二項に規定する開発行為のうち、当該開発行為の対象となる区域の面積が五千平方メートル以上のもの
- 二 百戸以上の共同住宅又は延べ面積が一万平方メートル以上の建築物の建築（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第十三号に規定する建築をいう。以下同じ。）

全部改正〔平成二十一年条例七号〕

(土地利用構想の届出)

第二十四条 大規模開発事業者は、規則で定めるところにより、規則で定める大規模開発事業に係る基本事項を記載した土地利用構想（以下「土地利用構想」という。）を区長に届け出なければならない。

全部改正〔平成二十一年条例七号〕

(土地利用構想の縦覧等)

第二十五条 区長は、前条の規定による届出があったときは、速やかにその旨を公告し、当該届出に係る土地利用構想を、当該公告の日の翌日から起算して三週間公衆の縦覧に供しなければならない。

- 2 大規模開発事業者は、前条の規定により届け出た土地利用構想について、規則で定めるところにより、当該土地利用構想の対象となる区域の周辺に居住する者等で規則で定めるものを対象とした説明会を開催しなければならない。
- 3 大規模開発事業者は、前項の説明会を開催したときは、規則で定めるところにより、区長に報告しなければならない。

全部改正〔平成二十一年条例七号〕

(意見書の提出等)

第二十六条 区民等は、前条第一項の規定により縦覧に供された土地利用構想について、当該縦覧の日から起算して四週間を経過する日までに、意見書を区長に提出することができる。

- 2 区長は、前項の意見書の提出があったときは、同項の期間満了後速やかに、当該意見書を大規模開発事業者に送付するものとする。

全部改正〔平成二十一年条例七号〕

(見解書の提出等)

第二十七条 大規模開発事業者は、前条第二項の規定による意見書の送付があったときは、当該意見書に記載された意見に対する見解を記載した書面（以下「見解書」という。）を区長に提出しなければならない。

2 区長は、前項の規定による見解書の提出があったときは、速やかにその旨を公告し、当該見解書及び前条第一項の意見書を、当該公告の日の翌日から起算して二週間公衆の縦覧に供しなければならない。

全部改正〔平成二十一年条例七号〕

（公聴会の開催）

第二十八条 区長は、第二十五条第三項の規定による報告、第二十六条第一項の意見書又は見解書の内容を考慮し、必要があると認めるときは、公聴会を開催することができる。

2 大規模開発事業者は、前項の公聴会に出席して意見を述べるよう区長から求められたときは、これに応じなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、公聴会の開催に関し必要な事項は、規則で定める。

全部改正〔平成二十一年条例七号〕

（土地利用構想の変更の届出）

第二十九条 大規模開発事業者は、第二十四条の規定により届け出た内容を変更したときは、規則で定めるところにより、速やかに区長に届け出なければならない。

2 区長は、前項の規定による届出があった場合において、当該変更の程度が著しいと認めるとき、又は当該変更後の土地利用構想がまちづくり基本方針等に即していないと認めるときは、当該土地利用構想を届け出た大規模開発事業者に対し、改めて第二十五条第二項及び第三項、第二十七条第一項並びに第二十八条第二項の規定による手続の全部又は一部を経るよう求めることができる。

3 区長は、第一項の規定による変更の届出があったときは、当該変更後の土地利用構想を速やかに公表するものとする。

全部改正〔平成二十一年条例七号〕

（助言又は指導）

第三十条 区長は、第二十四条の規定による届出があった場合において、当該届出に係る土地利用構想がまちづくり基本方針等に即していないと認めるときは、当該土地利用構想を届け出た大規模開発事業者に対し、必要な助言又は指導を行うことができる。

2 区長は、前項の助言又は指導を行おうとするときは、まちづくり景観審議会の意見を聴くことができる。

全部改正〔平成二十一年条例七号〕

（協定の締結）

第三十一条 区長は、第二十五条から第二十九条までの規定による手続の全部又は一部を経た土地利用構想がまちづくり基本方針等に即していると認めるときは、当該土地利用構想を届け出た大規模開発事業者と当該土地利用構想に係る協定を締結するものとする。

2 区長は、前項の協定を締結しようとするときは、まちづくり景観審議会の意見を聴くことができる。

全部改正〔平成二十一年条例七号〕

第三節 大規模建築物の建築計画の周知

全部改正〔平成二十一年条例七号〕

第三十二条 大規模建築物（延べ面積が三千平方メートル以上の建築物をいう。以下同じ。）の建築をしようとする者は、当該建築に係る計画の内容についての必要な情報を、規則で定めるところにより、早期に近隣関係住民（当該大規模建築物の敷地境界線からその高さの二倍の水平距離の範囲内に居住する者及び当該範囲内にある土地又は建築物に関し権利を有する者をいう。）に提供するよう努めなければならない。ただし、当該大規模建築物について、前条第一項の協定を締結しているときは、この限りでない。

全部改正〔平成二十一年条例七号〕

第五章 雑則

全部改正〔平成二十一年条例七号〕

（勧告）

第三十三条 区長は、大規模土地取引行為により土地に関する権利の移転若しくは設定をしようとする者又は大規模開発事業者（以下「大規模開発事業者等」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、当該大規模開発事業者等に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

- 一 第二十二條第一項の規定による大規模土地取引行為の届出をしないとき。
- 二 第二十四條の規定による土地利用構想の届出をしないとき。
- 三 第二十五條第二項の規定による説明会の開催又は同條第三項の規定による報告をしないとき。
- 四 第二十七條第一項の規定による見解書の提出をしないとき。
- 五 第二十八條第二項の規定による求めに応じないとき。
- 六 第二十九條第一項の規定による土地利用構想の変更の届出をしないとき。
- 七 第三十條第一項の規定による指導に従わないとき。

2 区長は、前項の規定により勧告しようとするときは、まちづくり景観審議会の意見を聴くことができる。

全部改正〔平成二十一年条例七号〕

（公表）

第三十四条 区長は、大規模開発事業者等が、前条第一項の規定による勧告に従わなかったときは、まちづくり景観審議会の意見を聴いた上で、その旨を公表することができる。

2 区長は、前項の規定により公表しようとするときは、当該大規模開発事業者等に対し、意見を述べ、証拠を提示する機会を与えなければならない。

全部改正〔平成二十一年条例七号〕

(適用除外)

第三十五条 大規模土地取引行為及び大規模開発事業のうち次に掲げるものについては、前章第一節及び第二節の規定は、適用しない。

- 一 法第四条第十五項に規定する都市計画事業
- 二 国又は地方公共団体その他これらに準ずる法人が行う事業で、計画的な土地利用が行われると区長が認めるもの
- 三 非常災害のため必要な応急措置として行うもの
- 四 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で区長が認めるもの

全部改正〔平成二十一年条例七号〕

(委任)

第三十六条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

全部改正〔平成二十一年条例七号〕

附 則

- 1 この条例は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、第六条第二項の規定は、同年七月一日から施行する。
- 2 杉並区地区計画等の案の作成手続に関する条例（昭和五十七年杉並区条例第三十五号）は、廃止する。
- 3 この条例の施行の際、現に存するまちづくり基本方針は、第八条第一項の規定により策定したものとみなす。
- 4 区長は、この条例の施行後五年を目途として、条例の施行状況等を勘案し、この条例について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
- 5 杉並区都市計画審議会条例（平成十二年杉並区条例第十五号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成二十一年三月一三日条例第七号）

- 1 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、第三章から第五章までの改正規定（第三章、第三十二条本文及び第三十六条に係る部分を除く。）は、同年十月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の杉並区まちづくり条例第十四条第一項の規定により認定されているまちづくり協議会は、この条例による改正後の杉並区まちづくり条例（以下「改正後の条例」という。）第十四条第一項の規定により認定された市街地整備型まちづくり協議会とみなす。
- 3 改正後の条例第二十二条第一項の規定は、平成二十一年十二月三十一日までに行われる大規模土地取引行為には適用しない。
- 4 改正後の条例第二十四条の規定は、改正後の条例第二十三条第一号に規定する大規模

開発事業のうち平成二十二年一月三十一日までに都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十条第一項に規定する申請書が受理されるもの及び改正後の条例第二十三条第二号に規定する大規模開発事業のうち同日までに規則で定める行為をするものには適用しない。

○三鷹市自治基本条例

平成 17 年 10 月 1 日
条例第 17 号

目次

前文

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 3 条）
- 第 2 章 市民及び市民自治（第 4 条—第 6 条）
- 第 3 章 市議会（第 7 条・第 8 条）
- 第 4 章 執行機関（第 9 条—第 11 条）
- 第 5 章 市政運営（第 12 条—第 28 条）
- 第 6 章 参加及び協働（第 29 条—第 35 条）
- 第 7 章 政府間関係（第 36 条—第 38 条）

附則

主権者である市民の信託に基づく三鷹市政は、参加と協働を基本とし、市民のために行われるものでなければならない。

市民にとって最も身近な政府である三鷹市は、市民の期待に応え、市民のためのまちづくりを進めるとともに、まちづくりを担う多くの人々が、参加し、助け合い、そして共に責任を担い合う協働のまちづくりを進めることを基調とし、魅力と個性のあふれるまち三鷹を創ることを目指すものである。

三鷹市は、文人たちも愛した緑と水の豊かなまちであり、これまでの歩みの中でも市民生活の向上に積極的に取り組むなど、常に先駆的なまちづくりを進めてきた。

私たち市民は、郷土三鷹を愛し、自然と文化、歴史を大切にし、誇りに思える地域社会を築くとともに、世界平和への寄与、基本的人権の尊重、協働とコミュニティに根ざした市民自治を確かなものとし、日本国憲法に掲げる地方自治の本旨をこの三鷹において実現するために、三鷹市の最高規範として、ここにこの条例を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、三鷹市における自治の基本理念と基本原則及び自治機構と自治運営の基本的な仕組みを定め、市民の信託に基づく市議会及び市長等の役割と責任を明らかにするとともに、市民自治による協働のまちづくりを推進し、もって日本国憲法に定める地方自治の本旨の実現を図ることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に住み、又は市内で働き、学び、若しくは活動する人をいう。
- (2) 事業者等 市内において、営利又は非営利の活動、公共的活動その他の活動を営む団体をいう。
- (3) 市長等 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。
- (4) 市 基礎自治体としての三鷹市をいう。

(条例の最高規範性等)

第3条 この条例は、市政運営における最高規範であり、市は、他の条例、規則等の制定並びに法令、条例、規則等の解釈及び運用に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例との整合性を図らなければならない。

2 市民及び市は、地方自治の推進に向けた取組を通してこの条例の不断の見直し及び検証を行い、将来にわたりこの条例を発展させるものとする。

第2章 市民及び市民自治

(地域における市民の権利、責務等)

第4条 市民は、地域における自治活動、コミュニティ活動、ボランティア活動等の社会貢献活動その他の自主的な活動を推進するために主体的に組織等を作り、他の何人からも干渉されず、自由に自立した活動を営むことができる。

2 市民は、地域の諸課題の解決に向けて自ら行動し、市民自治を実現するため、まちづくりを主体的に行うことができる。

3 市民は、前2項の活動を行うときに、自らの発言及び行動に責任を持つとともに、市民相互の連帯及び責任に基づき、互いの意見及び行動を尊重しなければならない。

(市政における市民の権利、責務等)

第5条 市民は、市政の主権者であり、市政に参加する権利を有する。この場合において、市政に参加しないことによって不利益な扱いを受けない。

2 市民は、市政情報に関し知る権利を有するとともに、自己に係る個人情報の開示及び適正な措置を請求する権利を有する。

3 市民は、法令又は条例の定めるところにより納税の義務を負うとともに、適正な行政サービスを受ける権利を有する。

(事業者等の権利、責務等)

第6条 事業者等は、自由に自立した活動を営むとともに、市民及び市と相互に連携及び協力を図り、協働の担い手としてまちづくりに参加する権利を有する。

2 事業者等は、法令又は条例に定める責務を遵守するとともに、市民とともに地域社会を構成するものとしての社会的責任を自覚し、地域社会との調和を図り、安全でうるおいのある快適な環境の実現及びまちづくりの推進に寄与するよう努めなければならない。

第3章 市議会

(市議会の役割、責務等)

第7条 市議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定に基づき、市民の直接選挙により信託を受けた議員によって構成される意思決定機関であり、市民の信託に応えるため、事案の決定、市政の監視及びけん制を行うものとする。

2 市議会は、市民への情報提供を積極的に推進するとともに、市民に開かれた議会運営に努めなければならない。

3 市議会は、前2項の役割、責務等を果たすため、市議会の持つ権能を最大限に発揮して活動するものとする。

（市議会の立法活動、調査活動等）

第8条 市議会は、議会の活性化に努めるとともに、独自の政策提言及び政策立案の強化を図るため、立法活動、調査活動等を積極的に行うものとする。

第4章 執行機関

（市長の責務）

第9条 市長は、その地位が市民の信託によるものであることを認識し、市政の代表者として市民の信託に応え、市民自治の理念を実現するため、公正かつ誠実に市政運営に当たらなければならない。

2 市長は、毎年度、市政運営の方針を明確に定めるとともに、その達成状況を市民及び市議会に説明しなければならない。

（執行機関の連携及び協力）

第10条 市の各々の執行機関は、所掌事務について、自らの判断及び責任においてこれを公正かつ誠実に処理するとともに、市長の総合的な調整のもと、執行機関相互の連携及び協力を図りながら、一体として行政機能を発揮しなければならない。

（補佐職の設置等）

第11条 市長は、助役等の常勤の特別職に加えて、市長の業務を補佐し、専門的な助言を行うため、補佐職等を設置することができる。

2 市長は、地方自治法第161条第2項及び第3項の規定に基づき設置する助役について、その職が市長を補佐し、代理する職であることを明確にするため、助役の呼称を副市長とすることができる。

第5章 市政運営

（市の率先行動の基本原則）

第12条 市は、国が批准した国際規約等で確認されている人間の尊厳、自由、平等及び持続可能な発展を実現するため、市の役割と責任を明確にし、率先して行動するよう努めるものとする。

（基本構想及び基本計画の位置付け等）

第13条 市長等は、総合的、計画的な市政運営を行うため、市の最上位計画として市議会の議決を経て基本構想を定めるとともに、基本構想の実現を図るため、基本計画を策定するものとする。

2 基本構想及び基本計画に基づき策定する個別計画は、基本構想及び基本計画との整合及び連動が図られるようにしなければならない。

(情報公開等)

第14条 市は、市の保有する情報が市民の共有財産であり、すべての人の知る権利の実効的保障が、市民参加及び公正かつ民主的な市政運営の推進のために極めて重要であることを認識し、開かれた自治体として積極的な情報公開及び情報提供を行わなければならない。

(個人情報保護)

第15条 市は、市民の基本的人権を守るため、個人情報の適正な保護を行うとともに、何人に対しても、自己に係る個人情報の開示と適正な措置を請求する権利を保障するため、必要な措置を講じなければならない。

(パブリックコメント)

第16条 市長等は、重要な条例及び計画の策定等に当たり、市民の意見を反映させるために事前に案を公表し、市民の意見を聴取するとともに、これに対する市長等の考え方を公表しなければならない。ただし、特に緊急を要する場合は、この限りでない。

(説明責任)

第17条 市長等は、政策決定の理由を説明する責任を有するとともに、計画の策定及び事業の実施に当たって掲げた目標について、達成の有無及び達成状況等の結果を市民に分かりやすく説明しなければならない。

(要望、苦情等への対応)

第18条 市長等は、市政に関する市民の要望、苦情等に誠実、迅速かつ的確に対応するとともに、その結果について速やかに市民に回答しなければならない。

2 市長等は、市民から苦情として寄せられた事案について、その原因を追求し、再発防止、未然防止等の適正な対応に努めなければならない。

3 市長等は、毎年度、市民の要望、苦情等への対応状況について年次報告を取りまとめ、これを公表する。

(オンブズマン)

第19条 市長は、市民の市政に関する苦情を公正かつ中立な立場で迅速に処理することにより、市民の権利利益を擁護し、市政に対する市民の信頼性を高め、公正かつ透明な市政の推進を図るため、三鷹市総合オンブズマン（以下「オンブズマン」という。）を設置する。

2 オンブズマンは、市民の申立てに係る苦情又は自己の発意に基づき取り上げた事案について、市長等に対して意見を述べ、若しくは是正等の措置を講ずるよう勧告し、又は苦情等の原因が制度そのものに起因するときは当該制度の改善に関する提言を行うことができる。

3 市長等は、オンブズマンの職務の遂行に関しその独立性を尊重し、積極的な協力援助を行うとともに、オンブズマンから勧告又は提言を受けたときは、これを尊重し、誠実かつ適切に処理しなければならない。

(職員及び組織)

第 20 条 市は、広く人材を求め、公正かつ有能な職員の任用に努めるとともに、適材適所の人事配置、効果的な人材育成並びに適切な人事評価及び処遇を行うことにより、職員及び組織の能力が最大限に発揮されるよう努めなければならない。

2 職員は、その職責が市民の信託に由来し、市民全体の奉仕者であることを自覚し、法令、条例等及び任命権者の指示に従い、誠実、公正かつ能率的に職務を行うとともに、創意をもって自治の充実に努めなければならない。

3 市の組織は、市民に分かりやすく、効率的かつ機能的なものであるとともに、社会経済情勢の変化及び市民のニーズに的確に対応するよう編成されなければならない。

(適法・公正な市政運営)

第 21 条 市政運営に携わる者は、市政に違法又は不当な事実があった場合は、これを放置し、又は隠してはならず、組織の自浄作用により市政の透明性を高め、市政を常に適法かつ公正なものにしなければならない。

(政策法務)

第 22 条 市は、市民のニーズや市の行政課題に対応した主体的な政策活動を推進するため、自治立法権と自治解釈権を活用した積極的な法務行政を推進しなければならない。

2 市は、この条例並びに第 13 条第 1 項に規定する基本構想及び基本計画の目的を達成するため、分野別の基本条例、総合条例等を整備するものとする。

(行政サービス提供の基本原則)

第 23 条 市長等は、行政サービスに関する情報を分かりやすく市民に公表するとともに、公平かつ効率的で、質の高い行政サービスの提供を図り、市民満足度の向上に努めなければならない。

(自治体経営)

第 24 条 市長等は、事業の実施に当たり、最少の経費で最大の効果を上げるよう努め、地域における資源を最大限に活用した事業の戦略的な展開を図るとともに、市民満足度の向上及び成果重視の観点を踏まえた自治体経営を推進しなければならない。

2 市長は、健全な財政運営に努めるとともに、市の財政、財務等に関する資料を作成して公表することにより、市の経営状況を的確かつ分かりやすく市民に伝えなければならない。

3 市長は、他の執行機関と連携を図りながら、各種の行政サービスを受ける市民間の負担の適正化及び社会資本整備等における世代間の負担の公平化が図られるよう、適切な財政政策を進めなければならない。

(行政評価)

第 25 条 市長等は、効果的かつ効率的な市政運営を図るため、適切な目標設定に基づく行政評価を実施し、評価結果を施策等に速やかに反映させるよう努めるとともに、行政評価に関する情報を分かりやすく市民に公表するものとする。

(監査)

第 26 条 監査委員は、市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理の監査並びに市の事務の執行の監査をするに当たっては、事務事業の適法性及び妥当性のほか、経済性、効率性及び有効性の評価等を踏まえて行うものとする。

(出資団体等)

第 27 条 市長等は、市の出資団体に対して、適切な情報公開及び個人情報の保護が行われるとともに、市の出資した目的が効果的かつ効率的に達成できるよう、必要な支援及び要請を行うことができる。

2 市長等は、他の団体に出資又は業務の委託を行う場合は、必要な範囲で、当該団体の業務及び財務に関する情報の開示を求めることができる。

3 市長等は、補助金の交付を行った団体等による公共的なサービスの提供に関する市民の苦情を受けた場合は、当該団体等の協力を得て、その苦情の内容を調査し、必要と認めるときは、当該団体等に対して意見、助言等を述べるることができる。

(危機管理)

第 28 条 市は、緊急時に備え、市民の身体、生命及び財産の安全性の確保及び向上に努めるとともに、総合的かつ機動的な危機管理の体制を強化するため、市民、事業者等、関係機関との協力、連携及び相互支援を図らなければならない。

第 6 章 参加及び協働

(計画の策定過程等)

第 29 条 市長等は、基本構想、基本計画その他の重要な個別計画（以下「計画等」という。）の策定に当たっては、市民の多様な参加を保障するとともに、市民の検討に必要な情報を取りまとめた資料集等の作成を行うものとする。

2 市長等は、計画等の進捗状況の管理及び達成状況の把握を適切に行い、これを公表するとともに、社会情勢等の変化に弾力的に対応した計画等の改定を行うものとする。

(市民会議等の設置及び運営)

第 30 条 市長等は、市民、学識者等の意見を市政に反映させるため、市民会議、審議会等（以下「市民会議等」という。）を設置することができる。

2 市長等は、前項の規定により市民会議等を設置するときは、設置目的等に応じて委員の公募を行うとともに、委員の男女の比率、年齢構成及び選出区分が著しく不均衡にならないように留意し、同一の委員が著しく長期にわたって就任し、又は同時期に多数の市民会議等の委員に就任することのないように努めなければならない。

3 市長等は、法令、条例等に特別の定めがあるものを除き、原則として市民会議等の会議を公開しなければならない。ただし、市民会議等は、特別な理由があるときは、会議に諮り、その会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

(コミュニティ活動)

第 31 条 市長等は、市民の自発的な地域における自治活動及びコミュニティ活動が推進さ

れるよう、活動拠点となるコミュニティ・センター及び地区公会堂（以下「コミュニティ施設」という。）の環境整備及び必要な支援を行うとともに、市民と連携したまちづくりを進めるものとする。

2 コミュニティ施設は、市民の、市民による、市民のための施設として、市民の自由及び責任を基調とした管理運営が行われなければならない。

（協働のまちづくり）

第 32 条 市長等は、市、市民及び事業者等の多様な主体が相互に連携協力し、まちづくり及び公共的なサービス提供の担い手となる協働のまちづくりを推進するため、市民協働センターの環境整備を行うとともに、必要な支援を行うものとする。

2 市長等は、協働のまちづくりの推進において、多様な主体が情報を共有し、意見を交換し、積極的な参加及び意思形成が図られるよう、多様で開かれた場と機会の創設に努めなければならない。

3 市民、事業者等及び市長等は、計画の策定及び実施の過程において、市民参加の実効性を確保し、協働のまちづくりを推進するため、各々の役割、責務等を定めたパートナーシップの推進に関する協定を締結することができる。

（学校と地域との連携協力）

第 33 条 教育委員会は、地域と連携協力し、保護者、地域住民等の学校運営への参加を積極的に進めることにより、地域の力を活かし、創意工夫と特色ある学校づくりを行うものとする。

2 教育委員会は、地域及び市長と連携協力し、学校を核としたコミュニティづくりを進めるものとする。

（出資団体及び他の官公庁との連携等）

第 34 条 市長等は、市の出資団体及び他の官公庁と連携し、総合的なまちづくりの推進を図るとともに、必要に応じ、協議会等を設置し、まちづくりの推進に関する協定等を締結することができる。

（住民投票）

第 35 条 市内に住所を有する年齢満 18 歳以上の者で別に定めるものは、市の権限に属する市政の重要事項について、その総数の 50 分の 1 以上の者の連署をもって、条例案を添え、その代表者から市長に対して住民投票の実施を請求することができる。

2 前項の条例案において、投票に付すべき事項、投票の手続、投票資格要件その他住民投票の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

3 市長は、第 1 項の請求を受理した日から 20 日以内に市議会を招集し、意見を付けてこれを市議会に付議し、その結果を同項の代表者に通知するとともに、これを公表しなければならない。

4 前 3 項に掲げるもののほか、第 1 項による住民投票の請求の処置等に関しては、地方自治法第 74 条第 2 項、第 4 項及び第 6 項から第 8 項まで、第 74 条の 2 第 1 項から第 6 項

まで並びに第 74 条の 3 第 1 項から第 3 項までの規定の例による。

第 7 章 政府間関係

(国、東京都等との政府間関係)

第 36 条 市は、基礎自治体である市町村優先の原則に基づき、国、東京都等（以下「国等」という。）との適切な政府間関係の確立が図られるよう、国等に対し制度、政策等の改善に向けた取組を積極的に行うとともに、関係団体、市民及び事業者等と連携協力し、自治基盤の強化に努めなければならない。

(他の自治体等との連携)

第 37 条 市は、他の自治体等と連携して、行政サービス、施設の相互利用、共通する課題への広域的対応等を行うことにより、市民サービスの向上を図り、効果的かつ効率的な市政運営を行わなければならない。

(海外の自治体等との連携及び国際交流の推進)

第 38 条 市は、海外の自治体、研究機関、市民活動団体等との連携、交流及び協力を推進するとともに、市民による公共的な国際活動への支援を行うことにより、相互理解の推進、共通する都市問題への取組及び平和、人権、環境等の地球規模の諸問題への取組を行うものとする。

附 則

この条例は、公布の日から起算して 6 月を経過した日から施行する。

○三鷹市まちづくり条例

平成 8 年 3 月 29 日条例第 5 号
改正

平成 9 年 3 月 31 日条例第 4 号
平成 13 年 10 月 4 日条例第 18 号
平成 14 年 12 月 12 日条例第 37 号
平成 18 年 3 月 30 日条例第 14 号

三鷹市まちづくり条例

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 9 条）
- 第 2 章 土地利用総合計画（第 10 条—第 16 条の 2）
- 第 3 章 地区計画等の案の作成手続（第 17 条—第 20 条）
- 第 4 章 建築協定（第 21 条—第 23 条）
- 第 5 章 開発事業及び解体事業（第 24 条—第 44 条）
- 第 6 章 まちづくり推進委員会（第 45 条）
- 第 7 章 助成等（第 46 条—第 48 条）
- 第 8 章 雑則（第 49 条・第 50 条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、三鷹市基本構想（以下「基本構想」という。）に掲げる基本目標の実現を図るため、三鷹市（以下「市」という。）のまちづくりについて必要な事項を定めることにより、総合的かつ計画的なまちづくりを推進することを目的とする。

（まちづくりの基本理念）

第 2 条 この条例によるまちづくりの基本理念は、市、市民及び事業者（以下「市民等」という。）が、相互の理解、信頼及び協力のもとに高環境及び高福祉の都市づくりをめざし、自然と人間の調和を図りながら、人間主体の都市を協働で創造するものである。

2 市民は、安全でうるおいのある快適な環境を実現するためのまちづくりに参加する権利と責任を有する。

一部改正〔平成 13 年条例 18 号〕

（定義）

第 3 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 市民 市内に住所を有する者、居住する者及び通勤し、又は通学する者並びに市内の

土地又は建築物の所有者、占有者及び利害関係人をいう。

(2) 事業者 市内における市街地の整備、開発、解体又は保全に係る事業を行う団体及び個人をいう。

(3) 地区計画等 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号。以下「都計法」という。）第 12 条の 4 第 1 項各号に掲げる計画をいう。

(4) 建築協定 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「建基法」という。）第 4 章に定める建築協定をいう。

一部改正〔平成 13 年条例 18 号・14 年 37 号・18 年 14 号〕

（市の責務）

第 4 条 市は、まちづくりに関する調査及び研究を行うとともに、基本的かつ総合的な計画を策定し、これを実施しなければならない。

2 市は、前項に規定する計画の策定及びその実施に当たっては、市民の意見を反映するよう努めなければならない。

（市民の責務）

第 5 条 市民は、自らの創意と工夫によりまちづくりを推進し、安全でうるおいのある快適な環境の実現に努めなければならない。

一部改正〔平成 13 年条例 18 号〕

（事業者の責務）

第 6 条 事業者は、安全でうるおいのある快適な環境の実現に努めるとともに、市が実施する施策に協力しなければならない。

2 事業者は、その事業活動によって良好な環境を損なわないよう、自らの責任と負担において必要な措置を講じなければならない。

一部改正〔平成 13 年条例 18 号〕

（防災のまちづくりの推進）

第 7 条 市民等は、震災等の災害から生命及び身体の安全を守るため、防災のまちづくりを推進しなければならない。

（福祉のまちづくりの推進）

第 8 条 市民等は、すべての人が建築物及び都市施設を安全かつ円滑に利用できるようにするため、福祉のまちづくりを推進しなければならない。

一部改正〔平成 13 年条例 18 号〕

（都市景観の形成）

第 9 条 市民等は、三鷹の歴史、風土及び文化に配慮した良好な都市景観を形成しなければならない。

第 2 章 土地利用総合計画

（土地利用総合計画の策定等）

第 10 条 市長は、まちづくりに関する施策を総合的に推進するため、三鷹市土地利用総合

計画（以下「総合計画」という。）を策定するものとする。

- 2 市長は、前項に規定する総合計画の策定に当たっては、懇談会の開催等市民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。
- 3 市長は、総合計画を策定しようとするときは、あらかじめ、第45条に規定する三鷹市まちづくり推進委員会（第6章を除き、以下「委員会」という。）の意見を聴かなければならない。
- 4 市長は、総合計画を策定したときは、速やかに、これを公表しなければならない。
- 5 前3項の規定は、総合計画の変更について準用する。ただし、規則で定める場合を除く。

一部改正〔平成9年条例4号・13年18号〕

（総合計画の内容等）

第11条 総合計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 市のまちづくりの目標及び将来像並びにその実現のための基本的な方針
- (2) 住区のまちづくりの目標及び将来像並びにその実現のための基本的な方針
- (3) 次条に規定するまちづくり推進地区
- (4) 前3号に掲げるもののほか、まちづくりに関し必要な事項

- 2 市長は、前項第2号の事項について定めようとするときは、当該住区の市民のまちづくりに関する提案を反映するように努めなければならない。

一部改正〔平成13年条例18号〕

（まちづくり推進地区）

第12条 市長は、まちづくりを推進するため、次に掲げる事項を重点的に推進する区域をまちづくり推進地区（以下「推進地区」という。）として指定することができる。

- (1) 再開発の促進又は誘導
- (2) 災害に強い都市基盤の整備
- (3) 良好な都市景観の形成
- (4) 緑と水の保全又は創出
- (5) 前各号に掲げるもののほか、地域の特性に応じた一体的かつ計画的なまちづくりに関し市長が必要と認める事項

- 2 市長は、推進地区を指定するときは、あらかじめ、委員会の意見を聴かなければならない。

- 3 市長は、推進地区を指定したときは、速やかに、これを公表しなければならない。

一部改正〔平成13年条例18号〕

（推進地区指定の申出）

第12条の2 市民は、推進地区の指定を市長に申し出ることができる。

- 2 市民は、前項の規定による申出を行う場合においては、規則で定める書類を市長に提出しなければならない。

追加〔平成13年条例18号〕

(まちづくり推進地区整備方針)

第13条 市長は、推進地区を指定したときは、当該地区の市民の意見を聴いて、まちづくり推進地区整備方針（以下「地区整備方針」という。）を策定しなければならない。

2 地区整備方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 地区のまちづくりの目標
- (2) 公共施設の整備に関する方針
- (3) 第12条第1項各号に定める事項の推進に関する方針

一部改正〔平成13年条例18号・18年14号〕

(地区まちづくり推進団体)

第14条 市長は、推進地区のまちづくりを推進するため、規則で定める団体を地区まちづくり推進団体（以下「推進団体」という。）として認定することができる。

2 市長は、推進団体を認定するときは、あらかじめ、委員会の意見を聴かなければならない。

(地区整備方針の実現)

第15条 市長は、地区整備方針に定める内容を実現するため、用地の先行取得及び公共施設の整備の促進等に努めなければならない。

(地区計画等及び建築協定等の活用)

第16条 市長及び推進団体は、総合計画及び地区整備方針に定める内容を実現し、まちづくりを推進するため、地区計画等及び建築協定その他まちづくりに関する法制度等の活用を努めるものとする。

(まちづくり協定)

第16条の2 市長及び推進団体は、推進地区のまちづくりを推進するため、区域を定めて、まちづくりに関する協定（以下「まちづくり協定」という。）を締結することができる。

2 まちづくり協定の内容は、当該推進地区の地区整備方針に適合したものでなければならない。

3 市長は、まちづくり協定を締結したときは、速やかに、これを公表しなければならない。

4 前2項の規定は、まちづくり協定の変更の締結について準用する。

追加〔平成13年条例18号〕

第3章 地区計画等の案の作成手続

(地区計画等の案の作成手続)

第17条 都計法第16条第2項の規定に基づく地区計画等の案の内容となるべき事項（以下「地区計画等の原案」という。）の提示方法及び意見の提出方法に関しては、この章の定めるところによる。

(地区計画等の原案の申出等)

第 17 条の 2 市民は、地区計画等に関する都市計画の決定若しくは変更又は地区計画等の原案を市長に申し出ることができる。

2 市民は、前項の規定による申出を行う場合においては、地区計画等の種類、名称、位置、区域及び内容を記載した書面並びに規則で定める書類を市長に提出しなければならない。

3 市長は、市民が地区計画等の原案を作成するためのまちづくりに関する活動に対し、地区計画等に関する情報提供その他必要な支援を行うものとする。

追加〔平成 13 年条例 18 号〕

(地区計画等の原案の提示方法)

第 18 条 市長は、地区計画等の案を作成しようとする場合においては、あらかじめ、次に掲げる事項を公告し、当該地区計画等の原案を当該公告の日の翌日から起算して 2 週間公衆の縦覧に供しなければならない。

(1) 地区計画等の原案のうち、種類、名称、位置及び区域

(2) 縦覧場所

一部改正〔平成 13 年条例 18 号〕

(説明会の開催等)

第 19 条 市長は、前条に定めるもののほか、必要があると認めるときは、説明会の開催、広報紙への掲載等の措置を講ずるものとする。

(地区計画等の原案に対する意見の提出方法)

第 20 条 市民は、第 18 条の規定により縦覧に供された地区計画等の原案について意見を提出しようとする場合においては、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 2 週間を経過する日までに、意見書を市長に提出しなければならない。

一部改正〔平成 13 年条例 18 号〕

第 4 章 建築協定

(建築協定)

第 21 条 この章の規定は、建基法第 69 条の規定に基づき、建築協定に関し必要な事項を定めるものとする。

(協定事項)

第 22 条 市の区域内において、土地の所有者及び建築物の所有を目的とする地上権又は賃借権（臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。）を有する者は、当該土地について一定の区域を定め、住宅地としての環境又は商店街としての利便を高度に維持増進する等建築物の利用を増進し、かつ、土地の環境を改善するため、その区域内における建築物の敷地、位置、構造、用途、形態、意匠又は建築設備に関する基準についての協定を締結することができる。

(他の法令との関係)

第 23 条 前条の規定による建築協定の内容は、建築に関する法律及びこれに基づく命令並

びに条例に適合するものでなければならない。

第5章 開発事業及び解体事業

一部改正〔平成18年条例14号〕

(開発事業及び解体事業)

第24条 次の各号に掲げる事業（以下「開発事業」という。）のいずれかの事業に関する工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自らその工事をする者（開発事業に係る施設で営業を行おうとする者が定まっている場合は、その者を含む。以下「開発事業者」という。）は、市長が別に定めるところにより、公共施設及び公益的施設を設置するとともに、当該開発事業の施行に関し必要な事項を遵守しなければならない。ただし、国又は地方公共団体等が行う開発事業で、法令に特別の定めがあるものについては、この限りでない。

- (1) 都計法第4条第12項に規定する開発行為（以下「開発行為」という。）で、事業施行面積が500平方メートル以上のもの
- (2) 高さが10メートルを超える建築物（都計法第8条第1項第1号に規定する第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域にあつては、軒の高さが7メートルを超える建築物又は地階を除く階数が3以上の建築物。以下同じ。）の建築。ただし、主として、自己の居住の用に供する住宅の建築を除く。
- (3) 共同住宅又は長屋の建築で、戸数が15以上のもの
- (4) 宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第2条第2号に規定する宅地造成で、事業施行面積が500平方メートル以上のもの
- (5) 商業施設（小売店、飲食店、興行場その他規則で定めるものに限る。以下同じ。）の新設又は増設（既存施設の全部又は一部の用途を変更する場合を含む。以下「新増設」という。）で、一の建築物（一の建築物として規則で定めるものを含む。以下同じ。）において、その建築物内の店舗面積（営業を行うための店舗の用に供される床面積をいう。以下同じ。）の合計が500平方メートル以上のもの
- (6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設並びに都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号)第2条第7号に規定する工場及び同条第8号に規定する指定作業場の新增設で、一の施設（一の施設として規則で定めるものを含む。）において、その施設内の作業場面積（製造、加工、作業、保管、処分等の用に供される面積をいう。）の合計が500平方メートル以上のもの
- (7) 前各号に掲げるもののほか、特に市長が必要と認めるもの

2 同一の開発事業者又は同一の土地所有者等が、一の開発事業（一の開発事業として規則で定めるものを含む。）の完了の日の翌日から起算して3年以内に、隣接する区域で行う開発事業については、従前の開発事業とあわせたものを一の開発事業とみなして前項の規定を適用する。ただし、市長が一の開発事業とみなすことが適当でないことを認めると

きは、この限りでない。

3 次の各号に掲げる事業（以下「解体事業」という。）のいずれかの事業に関する解体工事（建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 1 条第 3 号に規定する構造耐力上主要な部分の全部又は一部を取り壊す工事をいう。以下同じ。）の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自ら解体工事をする者（以下「解体事業者」という。）は、当該解体事業の施行に関し必要な事項を遵守しなければならない。

- (1) 高さが 10 メートルを超える建築物の解体。ただし、主として、自己の居住の用に供する住宅の解体を除く。
- (2) 共同住宅又は長屋の解体で、戸数が 15 以上のもの
- (3) 商業施設の解体で、一の建築物において、その建築物の延べ面積が 500 平方メートル以上のもの
- (4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条第 1 項に規定する産業廃棄物処理施設並びに都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第 2 条第 7 号に規定する工場及び同条第 8 号に規定する指定作業場の解体で、一の建築物において、その建築物の延べ面積が 500 平方メートル以上のもの

全部改正〔平成 13 年条例 18 号〕、一部改正〔平成 18 年条例 14 号〕

（環境配慮指針等）

第 25 条 市長は、開発事業者が開発事業を行うに当たり、生活環境、文化的環境、自然環境及び地球環境（以下「環境」という。）の保全、回復及び創出を図るために配慮すべき事項その他の事項を環境配慮指針として定めるものとする。

2 市長は、環境配慮指針を定め、又は変更したときは、速やかに、これを公表するものとする。

3 開発事業者は、開発事業を行うに当たり、環境配慮指針に基づき、環境との調和、環境への負荷の低減その他必要な措置を自ら積極的に講じなければならない。

全部改正〔平成 13 年条例 18 号〕

（事前協議）

第 26 条 開発事業者は、第 24 条第 1 項の公共施設及び公益的施設の設置並びに当該開発事業の施行に関し必要な事項について、規則で定めるところにより、事前協議書を市長に提出し、協議しなければならない。

2 開発事業者は、前項の事前協議書の内容に変更が生じたときは、規則で定めるところにより、速やかに事前協議変更届出書を市長に提出しなければならない。

3 事前協議書及び事前協議変更届出書は、都計法第 29 条の規定による開発行為の許可、建基法第 6 条第 1 項又は第 6 条の 2 第 1 項の規定による確認その他これらに類する法令に基づく許可等の申請を行う前に提出するものとする。

全部改正〔平成 13 年条例 18 号〕

（解体事業計画）

第 26 条の 2 解体事業者は、解体事業を行おうとするときは、当該解体事業に係る計画について、規則で定めるところにより、解体事業計画書を市長に提出しなければならない。

追加〔平成 18 年条例 14 号〕

(標識の設置)

第 27 条 開発事業者又は解体事業者（以下「開発事業者等」という。）は、開発事業又は解体事業（以下「開発事業等」という。）を行おうとするときは、当該開発事業等により影響を受ける市民に開発事業等に係る計画の周知を図るため、当該開発事業等予定地の見やすい場所に、規則で定めるところにより、標識を設置しなければならない。ただし、市長が標識の設置を省略することに相当な理由があると認めるときは、この限りでない。

2 開発事業者等は、前項の規定により標識を設置したときは、その旨を規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

3 開発事業者等は、第 1 項の規定により設置した標識の内容に変更が生じたときは、速やかに当該標識の内容を訂正するとともに、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

全部改正〔平成 13 年条例 18 号〕、一部改正〔平成 18 年条例 14 号〕

(説明会の実施等)

第 28 条 開発事業者は、開発事業を行おうとするときは、当該開発事業に係る計画内容について、説明会等の方法により、三鷹市開発事業に係る紛争の調整に関する条例（平成 7 年三鷹市条例第 31 号）第 2 条第 4 号に規定する近隣関係住民（以下「近隣関係住民」という。）に説明しなければならない。ただし、市長が説明会等を省略することに相当な理由があると認めるときは、この限りでない。

2 解体事業者は、解体事業を行おうとするときは、当該解体事業に係る計画内容について、説明会等の方法により、当該解体事業の事業敷地境界線から 20 メートルの水平距離の範囲内又は当該解体事業の事業敷地境界線から当該解体事業に係る建築物等の高さの 2 倍の水平距離の範囲内のいずれか広い範囲内にある土地の所有権又は建築物に関する所有権若しくは賃借権を有する者及び当該範囲内に居住する者（以下「解体事業近隣関係住民」という。）に説明しなければならない。ただし、市長が説明会等を省略することに相当な理由があると認めるときは、この限りでない。

3 開発事業者等は、前 2 項の規定により近隣関係住民又は解体事業近隣関係住民に説明会等を行ったときは、規則で定めるところにより、市長に説明会等の内容について報告するとともに、説明資料等を提出しなければならない。

全部改正〔平成 13 年条例 18 号〕、一部改正〔平成 18 年条例 14 号〕

(指導又は助言)

第 29 条 市長は、第 26 条の事前協議の際、安全でうるおいのある快適な環境を実現するために、基本構想、まちづくりに関する計画及び環境配慮指針に基づき、指導又は助言をすることができる。

- 2 市長は、開発事業の施行により、都計法第 11 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げる施設が、当該開発事業を行う地域における既存施設の処理能力を超えると認めるときは、開発事業者の負担により必要な施設を整備し、又は開発事業が既存施設の処理能力に適合するよう指導することができる。

全部改正〔平成 13 年条例 18 号〕

(まちづくり協定の遵守)

第 30 条 開発事業者は、第 16 条の 2 第 1 項の規定により締結されたまちづくり協定に係る区域内において、開発事業を行おうとするときは、当該まちづくり協定の内容を遵守しなければならない。

- 2 市長は、開発事業がまちづくり協定の内容に適合するよう指導又は助言をすることができる。

全部改正〔平成 13 年条例 18 号〕

(特定開発事業)

第 31 条 開発事業者のうち、次の各号に掲げる事業（以下「特定開発事業」という。）のいずれかを行おうとする者（以下「特定開発事業者」という。）は、規則で定めるところにより、第 26 条の事前協議の前に、当該特定開発事業に係る計画の策定について、市長と事前相談を行わなければならない。ただし、国又は地方公共団体等が行う特定開発事業で、法令に特別の定めがあるものについては、この限りでない。

- (1) 事業施行面積が 3,000 平方メートル以上の開発行為
 - (2) 敷地面積が 5,000 平方メートル以上又は延べ面積が 1 万平方メートル以上の建築物の建築
 - (3) 高さが 31 メートルを超える建築物又は都計法第 8 条第 1 項第 3 号に規定する高度地区のうち、第 1 種高度地区以外の高度地区（高度地区の指定がない地区を含む。）内で、第 1 種高度地区から 10 メートルの水平距離の範囲内において、高さが 20 メートルを超える建築物の建築
 - (4) 第 24 条第 1 項第 5 号に規定する開発事業で、新增設を行う商業施設において午後 11 時から翌日の午前 6 時までの間に営業を行うもの又は店舗面積の合計が 1,000 平方メートルを超えるもの
 - (5) 第 24 条第 1 項第 6 号に規定する開発事業で、作業場面積の合計が 1,000 平方メートル以上のもの
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、周辺の環境に著しい影響を及ぼすおそれがあると市長が認める施設の新増設
- 2 店舗面積の合計が 500 平方メートル以上の商業施設で、新增設を行うことなく、既存施設における営業時間を変更し、午後 11 時から翌日の午前 6 時までの間に営業を行うものについては、本章の特定開発事業に関する規定に準じて取り扱うものとする。
- 3 市長は、第 1 項の事前相談においては、基本構想、まちづくりに関する計画及び環境

配慮指針に基づき必要な調整又は助言を行うものとする。

- 4 特定開発事業者は、特定開発事業を計画するに当たっては、前項の調整又は助言を尊重しなければならない。

追加〔平成 13 年条例 18 号〕、一部改正〔平成 18 年条例 14 号〕

(環境配慮計画書の作成等)

第 32 条 特定開発事業者は、前条第 1 項の事前相談を経て、第 26 条第 1 項の事前協議書を提出するときは、規則で定めるところにより、当該特定開発事業の実施による環境に及ぼす影響及びそれに対する配慮の方策を記載した計画書（以下「環境配慮計画書」という。）を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、環境影響評価に関する法令に特別の定めがある場合は、この限りでない。

- 2 特定開発事業者は、環境配慮計画書の作成に当たり、環境配慮指針に適合するよう努めなければならない。
- 3 特定開発事業者は、環境配慮計画書の内容に変更が生じたときは、規則で定めるところにより、速やかに環境配慮計画変更届出書を市長に提出しなければならない。
- 4 市長は、特定開発事業に係る施設の開設後において、周辺の環境に著しい影響を及ぼしていると認めるときは、特定開発事業者に対して、環境に及ぼしている影響の状況及びそれに対する配慮の方策について、報告を求めることができる。

追加〔平成 13 年条例 18 号〕

(環境配慮計画書の周知)

第 33 条 特定開発事業者は、環境配慮計画書を作成し、又はその内容に変更が生じたときは、規則で定めるところにより、第 28 条第 1 項に規定する説明会等の方法により近隣関係住民に環境配慮計画書の内容又は変更した内容を周知させなければならない。ただし、市長が説明会等を省略することに相当な理由があると認めるときは、この限りでない。

- 2 特定開発事業者は、前項の説明会等を行ったときは、速やかに、その結果を市長に報告しなければならない。

追加〔平成 13 年条例 18 号〕、一部改正〔平成 18 年条例 14 号〕

(環境配慮計画書の審査等)

第 34 条 市長は、第 32 条第 1 項の規定により提出された環境配慮計画書、同条第 3 項の規定により提出された環境配慮計画変更届出書又は同条第 4 項の規定による報告を審査し、必要があると認めるときは、特定開発事業者に対し、環境への配慮について指導又は助言をすることができる。

- 2 市長は、特定開発事業が周辺の環境に著しい影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認めるときは、次条に規定する三鷹市環境配慮審査会の意見を聴くものとする。
- 3 市長は、環境配慮計画書又は環境配慮計画変更届出書（以下「環境配慮計画書等」という。）を審査したときは、規則で定めるところにより、速やかに審査結果を特定開発事業者に通知し、かつ、これを公表しなければならない。

追加〔平成13年条例18号〕

（環境配慮審査会）

第35条 市長の附属機関として、三鷹市環境配慮審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、市長の諮問に応じ、この条例によりその権限に属する事項を調査審議する。

3 審査会は、法律、建築又は環境等の分野に関し専門の学識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する委員3人以内をもって組織する。

4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 前各項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

追加〔平成13年条例18号〕

（市民の意見書の提出等）

第36条 市長は、必要があると認めるときは、開発事業等又は環境配慮計画書等の内容等について、当該開発事業等により影響を受ける市民の意見を聴くことができる。

2 開発事業等により影響を受ける市民は、当該開発事業等又は環境配慮計画書等の内容等について、規則で定めるところにより、市長に意見書を提出することができる。

3 市長は、第1項の意見聴取又は前項の意見書により、必要があると認めるときは、開発事業者等に対し、指導又は助言をすることができる。

追加〔平成13年条例18号〕、一部改正〔平成18年条例14号〕

（開発事業の同意）

第37条 市長は、第26条の事前協議が終了したときは、開発事業の同意をするものとする。

2 市長は、前項の同意をしたときは、規則で定める開発事業同意書により、速やかに開発事業者へ通知するものとする。

追加〔平成13年条例18号〕

（開発協定）

第38条 市長及び特定開発事業者は、前条の開発事業の同意の後、速やかに当該開発事業に関する協定を締結するものとする。

追加〔平成13年条例18号〕

（紛争の予防）

第39条 開発事業者等は、開発事業等の施行に当たっては、周辺的生活環境等を害さないよう必要な措置を講ずるとともに、紛争を生じないように努めなければならない。

追加〔平成13年条例18号〕、一部改正〔平成18年条例14号〕

（工事着手及び工事完了の届出）

第40条 開発事業者は、第37条第2項の開発事業同意書の通知を受けた後に、開発事業

に関する工事に着手するものとする。

- 2 開発事業者等は、開発事業等に着手するときは、規則で定める工事着手届を、あらかじめ、市長に提出しなければならない。
- 3 開発事業者等は、開発事業等が完了したときは、規則で定める工事完了届を速やかに市長に提出しなければならない。

追加〔平成13年条例18号〕、一部改正〔平成18年条例14号〕

(調査及び指導)

第41条 市長は、必要があると認めるときは、開発事業者等に対し、開発事業等の実施状況その他必要な事項について報告を求め、又は市職員に開発事業等の実施場所若しくは施設に立ち入らせ、調査させることができる。

- 2 市長は、前項の調査において、第37条第2項の開発事業同意書及び第38条の開発事業に関する協定の内容と適合しないと認めるときは、開発事業者に対して、期限を定めて開発事業の是正を指導するものとする。
- 3 第1項の規定により市職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

追加〔平成13年条例18号〕、一部改正〔平成18年条例14号〕

(勧告)

第42条 市長は、開発事業者等が次の各号のいずれかに該当するときは、当該開発事業者等に対し、期限を定めて、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

- (1) 第26条の規定による事前協議書若しくは事前協議変更届出書又は第26条の2の規定による解体事業計画書を提出せず、又は虚偽の記載をしたとき。
- (2) 第27条の規定による標識の設置又は第28条若しくは第33条の規定による説明会等の実施をしなかったとき。
- (3) 第29条第1項若しくは第2項、第30条第2項、第34条第1項、第36条第3項又は第41条第2項の規定による指導に従わないとき。
- (4) 第32条の規定による環境配慮計画書等を提出せず、又は虚偽の記載をしたとき。
- (5) 第32条第4項の規定による報告又は第41条第1項の規定による報告若しくは立入調査を拒んだとき。
- (6) 第38条の規定による協定を締結しないとき。
- (7) 第40条の規定による工事着手届又は工事完了届を提出せず、又は虚偽の記載をしたとき。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、この章に定める規定に違反したとき。

追加〔平成13年条例18号〕、一部改正〔平成18年条例14号〕

(指導又は勧告に対する意見)

第43条 開発事業者等は、この条例に基づく開発事業等又は環境配慮計画書等に係る指導又は勧告に対し、意見があるときは、市長に対して、意見書を提出することができる。

- 2 前項の規定による意見書の提出は、この条例に基づく開発事業等又は環境配慮計画書等に係る指導又は勧告の日の翌日から起算して2週間以内に、規則で定めるところにより行わなければならない。
- 3 市長は、第1項の規定による意見書の提出があったときは、その内容を十分に検討するとともに、必要があると認めるときは、審査会の意見を聴くものとする。
- 4 審査会は、前項の規定により市長から意見を求められた事項について調査審議し、速やかに、その結果を市長に報告しなければならない。
- 5 市長は、前項の規定による審査会の報告を受けたときは、これを尊重しなければならない。

追加〔平成13年条例18号〕、一部改正〔平成18年条例14号〕

(公表等)

第44条 市長は、開発事業者等が第42条の勧告に従わない場合において特に必要があると認めるときは、当該開発事業者等に対し、意見を述べる等の機会を与え、氏名等の公表及び行政上必要な措置を講ずることができる。

一部改正〔平成9年条例4号・13年18号・18年14号〕

第6章 まちづくり推進委員会

(まちづくり推進委員会)

第45条 この条例によるまちづくりの推進を図るため、市長の附属機関として、三鷹市まちづくり推進委員会（以下この条において「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) この条例によりその権限に属する事項

(2) 前号に定めるもののほか、総合計画に関する基本的事項

3 委員会は、総合計画に関する重要事項について、市長に意見を述べることができる。

4 委員会は、市長が委嘱する委員17人以内をもって組織する。

5 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

一部改正〔平成13年条例18号〕

第7章 助成等

(推進団体への助成)

第46条 市は、推進団体に対し、その運営及び事業の実施に関する経費について、その一部又は全部を助成することができる。

一部改正〔平成13年条例18号〕

(市民の自主的なまちづくりに関する活動への支援等)

第47条 市長は、市民の自主的なまちづくりに関する活動に対し、まちづくりに関する情

報の提供及び技術的な支援を行うものとする。

一部改正〔平成 13 年条例 18 号〕

(表彰)

第 48 条 市長は、まちづくりの推進に著しい功績のあった個人又は団体を表彰することができる。

2 市長は、前項の規定により表彰するときは、あらかじめ、委員会の意見を聴かなければならない。

一部改正〔平成 13 年条例 18 号〕

第 8 章 雑則

(説明等)

第 49 条 市長は、この条例を施行するため、必要があると認めるときは、関係者に対して説明又は報告を求めることができる。

一部改正〔平成 13 年条例 18 号〕

(委任)

第 50 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

一部改正〔平成 13 年条例 18 号〕

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

(三鷹市建築協定条例の廃止)

2 三鷹市建築協定条例(昭和 54 年三鷹市条例第 28 号)は、廃止する。

附 則(平成 9 年 3 月 31 日条例第 4 号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 13 年 10 月 4 日条例第 18 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 14 年 4 月 1 日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の三鷹市まちづくり条例(以下「旧条例」という。)第 25 条の規定により行われている事前協議(施行日前において事前協議が行われていない場合で、三鷹市中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例の一部を改正する条例(平成 13 年三鷹市条例第 19 号)による改正前の三鷹市中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例(平成 7 年三鷹市条例第 31 号)第 5 条第 1 項の規定により標識を設置し、又は同条例第 6 条第 1 項の規定により説明を行ったときを含む。以下同じ。)及び旧条例第 27 条第 1 項の規定により行われている事

前相談（当該事前相談に引き続き行われる事前協議を含む。）の取扱いについては、なお従前の例による。

（三鷹市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償条例の一部改正）

3 三鷹市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償条例（昭和 27 年三鷹市条例第 68 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 78 号を第 79 号とし、第 77 号の次に次の 1 号を加える。

（78）環境配慮審査会委員

第 3 条第 1 項中「第 78 号」を「第 79 号」とする。

第 7 条第 1 項及び第 9 条中「及び第 76 号の職員並びに第 78 号」を「、第 76 号及び第 78 号の職員並びに第 79 号」に改める。

別表第 2 中

「	その他非常勤の職員	30,000 円以内	」

を

「	環境配慮審査会委員	18,000 円	」
	その他非常勤の職員	30,000 円以内	

に改める。

附 則（平成 14 年 12 月 12 日条例第 37 号）

この条例は、平成 15 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 3 月 30 日条例第 14 号）

この条例は、公布の日から施行し、平成 18 年 6 月 1 日以後に着手する解体工事について適用する。